# 入札説明書類

件名: 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

## 令和7年9月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

1	入札	锐明	仴킡	彗	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
2	仕様	書	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
3	契約 ① ~(				・ こあ	·	・ て	・ は、	• 内	• ]容	・ を身	• 热知	・ 1す	・ るこ	• ز ک	•	•	•	•	•	1	部
4	質疑	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
5	ご担望 ④~⑤	): ţ		₹(≥	令和	17	年														5 C	部 と。
6	競争	参加	加資	좔村	各石	隺	認	對	係	書	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
7	誓約	書	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	種
8	保険 6~8			-				-				・ま					・ るこ			•	1	部
9	入札 ⑨:1		目の																	•	1	部
10	入札	書等	等言	己載	鈛县	要包	領	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(1)	)入札; ⑪:応			•			• 숙	• う和	•   7 <u>-</u>	• 年 9	• 9月	· 2										部
12	委任》	伏	• (	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	部
(13)	年間 ⑫~〔〕		-			· 知(	・ し、	• 該	· :当`	・ する	• る場	· 合	・ は、	•	•	•	•	•	•	•	1	部
		ļ	開札	上半	日(	(令	和	7 左	F 9	月	2 6	3 E	()	開	札	会場	易へ	持	参了	する	ご	と。

## 入札説明書

「医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI 施設跡 改装工事 一式」に係わる入札公告(令和7年9月4日付)に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程(17規程第7号)(以下「会計規程」という。)及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領(17要領第8号)(以下「契約事務取扱要領」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

## 2 委託業務内容

- (1) 契約件名 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自:契約締結日 至:令和7年12月12日(金)
- (4) 工事場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 本所北棟1階西 RI 施設跡

## (5)入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

## 3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格において、近畿地域の「建築一式」でA~Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該工事を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7)公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12 月25日閣議決定)の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、 納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10)「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切

な管理能力を有している事業者であること。

- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年 金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未 到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあ っては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものにつ いては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

## 4 提出書類等

(1)質疑書・ご担当者連絡先

令和7年9月11日(木)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

「仕様書」5.工事内容にある、工事場所図面詳細について開示を希望する者は、上記の問い合わせ先にメールにて連絡すること。なお、本件の入札に係り、入札参加希望者が知り得た当所に関する全ての情報について外部へ漏洩しない、という内容の誓約文をメールにて記載すること。

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年9月24日(水)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (※)とは下記の書類である。
- ①厚生労働省近畿地域における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- (3)入札書

提出期限は令和7年9月25日(木)<u>17時00分</u> (郵送の場合も同様) 詳細は下記5を参照。

(4)入札辞退届

応札しない場合、開札前日(令和7年9月25日)までに提出すること。

(5)委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日(令和7年9月26日)に開札会場へ持参すること。

## 5 入札書等の提出場所等

(1)入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

**7567-0085** 

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約係

電話:072-641-9824

## (2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年9月26日開札 医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI 施設跡 改装工事 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年9月26日開札 医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI 施設跡 改装工事 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。
- (3)入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合
- (4)入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

- (5)代理人による入札
  - ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人である ことの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代 理委任状を提出しなければならない。
  - ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼 ねることができない。

## 6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年9月26日(金)15時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

## (2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が 立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応

じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提 出しなければならない。

- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達し た価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

## (3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役 が認めた者。

## (4) 落札条件に該当する者が複数の時

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

## (5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の 相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 仕 様 書

#### 1. 件名

医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

#### 2. 概要

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 彩都本所(以下「基盤研」)において、北棟1階西翼にある RI 施設跡 改装工事

#### 3. 契約の履行場所

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

本所北棟 1 階西 RI 施設跡

「汚染検査室(扉番号:N109)」、「RI 実験室 1・2・3(施設番号:1-3・1-4・1-5、扉番号:N111・N117)」、「廃棄物保管庫(扉番号:N118・N119)」、「焼却装置室(扉番号:N120)」、「貯蔵庫(扉番号:N121)」

## 4. 履行期限

令和7年12月12日(金)

## 5. 工事の内容

「RI 実験室  $2\cdot 3$ 」を「汚染検査室」と「RI 実験室 1」を繋ぐような通路と会議室  $1\cdot 2$  へ分ける改装を行う。なお、通路と会議室  $1\cdot 2$  の間は固定式のパーテーションで仕切り、会議室  $1\cdot 2$  の間は可動式のパーテーションで仕切ることとし、必要時には  $1\cdot 2$  の空間を合わせて使えるような形とする。また、「汚染検査室」を給湯室へ、「RI 実験室 1」をオープンスペースへ、「焼却装置室」と「貯蔵庫」を  $2\cdot 3$  人程度の会議ができる個室へ、「廃棄物保管庫」は外へ出ることのできる通路へと改装を行う。

上記の改装を行うために、下記の7項目仕様での工事を行う。

なお、工事場所図面詳細については、入札参加希望者にのみ開示するものとする。

## (1) キッチン設置工事

- ・ 「汚染検査室(扉番号:N109)」にキッチンを設置する。
- ・ 設置位置は洗面台後の水道管が設置されていた場所へシンクが左にくるようにキッチンを設置 する。
- キッチンにコンロはつけない。
- シンク水栓は混合のものとする。
- ・ キッチンは奥行 60cm×幅 120~150cm 程度で、棚や照明がなく、シンクが左側にあるハーフユ

ニットタイプのものとする。

その他、工事に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む

#### (2) 床張替及び補修等工事

- ・ 「RI 実験室 2・3(扉番号: N111)」の通路となる部分と「汚染検査室(扉番号: N109)」「RI 実験室 1(扉番号: N117)」「廃棄物保管庫(扉番号: N119)」は、耐久性・耐水性がある長尺シート(ビニル床シート)を張る。
- ・ 「RI 実験室 2・3(扉番号: N111)」の会議室となる部分と「焼却装置室(扉番号: N120)」「貯 蔵庫(扉番号: N121)」は、既設床上にタイルカーペット(パイル地)を敷く。
- ・ 既設の床材等の撤去・回収費用も含む。 その他、工事に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

## (3) 天井張替及び補修等工事

- 「RI 実験室 2・3 (扉番号: N111)」は、天井板の張替えを行う。
- ・ 天井板は、防音または吸音効果の期待できるものであること。
- ・ 「焼却装置室(扉番号:N120)」の天井穴を修復する。
- ・ スピーカー等、今後取り付け予定の照明以外の既存のものは、原則原状復帰するものとする。 (設置位置の変更は可だが事前に相談のこと。)
- ・ドラフトのダクトは天井裏で切断して撤去し、その際にできた穴やキズは補修すること。
- ・ 各部屋に点検口を設置する。なお点検口の設置位置は照明や空調等に干渉しない指定の場所と する。
- ・ 既設の天井材等の撤去・回収費用も含む。 その他、設置に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

#### (4) 電気設備工事

- ・ 「RI 実験室 3・2(扉番号: N111)」の床から飛び出ている配線を撤去、補修し、タイルカーペットを敷く際の妨げとならないような状態にする。
- 各部屋の壁から飛び出している配線等を撤去する。
- ・ 「RI 実験室 3(扉番号: N111)」の使用中ランプを撤去する。
- ・ 全ての照明を LED 照明に取替える。(非常灯は含まない)
- ・ 照明器具は、会議等を問題なく行うことができる照度範囲:500~750 lx 程度の明るさのものとする。
- ・ 「RI 実験室 3・2(扉番号: N111)」の照明スイッチを、通路と各会議室で分け指定の位置へ設置する。なお、会議室内の照明スイッチについては、間仕切り設置後に会議室内側の会議室に入る際にスイッチを押しやすい位置へ設置する。
- ・ 既設の照明器具及び廃材等の撤去・回収費用も含む。 その他、工事に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

## (5) 空調機械設備工事

- 「RI 実験室 3・2 (扉番号: N111)」「焼却装置室 (扉番号: N120)」「貯蔵庫 (扉番号: N121)」
   に、エアコンを設置すること。
- · エアコンは、一年を通して、室温 25℃を十分に確保できる性能であること。
- ・ 室外機は1階屋外または2階屋外ベランダの指定の場所に設置するものとする。
- ・ 冷媒配管の繋ぎ換え及びドレン配管の作業、それに伴って必要になる作業も行う。
- ・ リモコンを会議室内壁面の指定の位置に設置する。
- ・ 室外機及び本体の電源はは保健室内分電盤より取り出すこととする。 その他、設置に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

## (6) 換気扇設置工事

・ 「RI 実験室 3・2(扉番号: N111)」に、各部屋の必要換気量を満たす換気扇を設置する。なお、換気扇の運転音が会議の妨げにならないように騒音許容レベル 42db 以下程度に静かなものとする。

その他、設置に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

## (7) 間仕切り設置工事

- ・ 「RI 実験室  $2 \cdot 3$ (扉番号:N111)」を「汚染検査室(扉番号:N109)」と「RI 実験室 1 (扉番号:N117)」を繋ぐような通路と会議室  $1 \cdot 2$  へ分ける改装を行う。なお、通路と会議室  $1 \cdot 2$  の間は固定式の間仕切りで仕切り、会議室  $1 \cdot 2$  の間は可動式の間仕切りで仕切ることとし、必要時には  $1 \cdot 2$  の空間をあわせて使えるような形とする。
- ・ 通路の幅は、人がすれ違うことのできる 120cm は必ず確保し、通路と会議室を分ける固定式間 仕切りは扉: N111 と N117 に干渉しないよう設置する。
- ・ 固定式間仕切りは、不燃認定を取得している焼付塗装鋼板のパネル厚 60mm 以上の製品であり、 会議内容がわからない程度に防音効果の期待できる遮音タイプであること。また、固定式間仕 切りには窓付きスライド扉を設置し、各ドアのシリンダー錠に対応した鍵を 3 本付属させるこ と。ドアの設置場所は、照明スイッチの場所や出入り動線を考慮した指定の位置に設置するも のとする。
- ・ 可動式間仕切りは、不燃認定を取得している焼付塗装鋼板のパネル厚 60mm 以上の製品であり、 会議内容がわからない程度に防音効果の期待できる遮音タイプであること。また、固定式間仕 切りと組み合わせることのできるパネルとすること。会議室 1・2 を合わせて使う場合の可動式 間仕切りの格納場所は会議室 1 と 2 の間にある柱の壁際で会議室 2 側に寄せることとする。
- ・ 間仕切りの設置の際は天井裏補強を必ず行うこと。
- ・ 可動式間仕切りと固定式間仕切りの意匠は合わせること。 その他、設置に必要な消耗品雑材料・取付諸経費も含む。

## 6. 工事期間内の注意事項

- (1) 工事に伴い、下記仕様・規格・法令を遵守する。
  - · 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
  - · 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
  - · 日本工業規格(JIS)
  - · 労働安全衛生法
  - ・ その他関係法令及び規格
- (2) 作業の際、外の部屋への損害が出ない方法を講じるものとする。粉塵や騒音が発生する場合は 軽減のための工夫をして作業を行う。
- (3) 安全確保と事故防止のための措置を講じるものとする。
- (4) 作業で発生した包装物・廃材の廃棄を含む。
- (5) 工事の日程は、原則平日9時から17時とし、事前に相互で話し合って決めるものとする。なお、必要に応じ休日や9時から17時以外の作業も可能とするが、日時は事前に協議の上決定するものとする。
- (6) 職員等に損害を与えた場合は、その損害に対する費用を弁済するとともに、原因を早急に報告すること。
- (7) 仕様書に定められていない事項については、双方協議の上決定するものとする。
- (8) 業務にかかる消耗品は、請負者の負担とする。
- (9) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する 諸法令等に基づき、施工を行う。アスベストは含有しているとみなして除去工事を施工するこ と。

## 7. その他の条件

- (1) 次年度以降に追加工事を実施する際に第三者でも滞りなく現状把握ができるように、作業完了 後の必要な図面を紙媒体(2部)、電子媒体(1部)で提出すること。
- (2) 作業時に問題が生じた場合は、担当者に連絡し、指示を得るか相互で話し合うこと。
- (3) 作業詳細については、適宜担当者と相談のうえ、進めること。
- (4) 請負者の過失により、研究所が保持する物品や設備及び施設に損害を与えた場合は、請負者がこれを保証するとともに復旧を行うこと。

以上

収入印紙

貼 付

## 工事請負契約書

一 工 事 名 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

二 工事場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 本所北棟1階西 RI施設跡

三 工 期自 契約締結日至 令和7年12月12日

四 請負代金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

本契約の証しとして本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を 保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 氏名 契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中 村 祐 輔 印

受 注 者住 所氏 名

印

(総則)

- 第一条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に 引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別 の定めがある場合を除き、計量法(平成四年法律第五十一号)に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)及び商法(明治三十二年法律第四十八号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判 所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

#### (関連工事の調整)

第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の 工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整 を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者 の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### (請負代金内訳書及び工程表)

- 第三条 受注者は、この契約締結後十営業日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書 (以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## (権利義務の譲渡等)

第四条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第十三 条第二項の規定による検査に合格したもの及び第三十七条第三項の規定による部分払の ための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に 供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第五条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

### (下請負人の通知)

第六条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を 請求することができる。

#### (特許権等の使用)

第七条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (監督員)

- 第八条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限 とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定 めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は 協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験 若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾 及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。 この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰

属する。

## (現場代理人及び主任技術者等)

- 第九条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めると ころにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの 者を変更したときも同様とする。
  - 一 現場代理人
  - 二 主任技術者又は監理技術者
  - 三 専門技術者 (建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者 をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う ほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十一条第一項の請求の受理、同 条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受 注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第十条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (工事関係者に関する措置請求)

- 第十一条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

## (工事材料の品質及び検査等)

- 第十二条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその 品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを 使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の 負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内 に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に 搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

## (監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第十三条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### (支給材料及び貸与品)

第十四条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。) 及び貸与す

る建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若 しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若 しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の 使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の 品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負 代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなら ない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって 不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその 返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に 復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監 督員の指示に従わなければならない。

#### (工事用地の確保等)

- 第十五条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡

さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わっ て当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場 合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し 出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担 しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者 の意見を聴いて定める。

#### (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第十六条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第十二条第二項又は第十三条第一項から第三項までの規定に違反 した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査す ることができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を 受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

## (条件変更等)

- 第十七条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的 又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態 が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を 発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、 受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長する

ことができる。

- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるも の 発注者が行う。
  - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴 うもの発注者が行う。
  - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴 わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

第十八条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

- 第十九条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地 すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」と いう。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を 生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められ るときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部 の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (受注者の請求による工期の延長)

- 第二十条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他 受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない ときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することがで きる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められると きは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰

すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第二十一条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別 の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期へ の変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

## (工期の変更方法)

- 第二十二条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議 開始の日から七日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第二十条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## (請負代金額の変更方法等)

- 第二十三条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知 するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の 日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することがで きる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第二十四条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、 受注者に通知する。

- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生 じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほ か、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から七日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

- 第二十五条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に 要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認 められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第二十六条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第一項若しくは第二項又は第二十八条第一項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第四十五条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第二十七条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第四十五条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその 損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善 良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合において は、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

## (不可抗力による損害)

- 第二十八条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、 当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は 工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、 その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第四十五条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担 を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機 械器具であって第十二条第二項、第十三条第一項若しくは第二項又は第三十三条第三項 の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することがで きるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第六 項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担し なければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、 算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその 評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残 存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該 工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物

に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

#### (請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第二十九条 発注者は、第七条、第十四条、第十六条から第二十一条まで、第二十四条から第二十六条まで、前条又は第三十二条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

## (検査及び引渡し)

- 第三十条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に 受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検 査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物 を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を 受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五 項の規定を適用する。

## (請負代金の支払)

第三十一条 受注者は、前条第二項(同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。 第三項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することがで きる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から四十日以内に 請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項 において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、 その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日 数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 甲は、自己の責に帰するべき事由により、第一項の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止法に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第八条の規定により計算した額の遅延利息を支払うものとする。

## (部分使用)

- 第三十二条 発注者は、第三十条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工 事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受 注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (部分払)

- 第三十三条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料 (第十二条第二項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の十分の九以内の額について、次項から第七項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中四回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る工事の出 来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならな い。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から十四日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第三項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から十四日以内に部分払金を支払 わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第一項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第一項の請負代金相当額× (9/10-前払金額/請負代金額)

7 第五項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第一項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

## (部分引渡し)

- 第三十四条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第三十条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第五項及び第三十一条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第三十一条第一項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第三十一条第一項の請求を受けた日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に相応する請負代金の額× (1-前払金額/請負代金額)

#### (第三者による代理受領)

- 第三十五条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三 者を代理人とすることができる。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の 提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているとき は、当該第三者に対して第三十一条(第三十四条において準用する場合を含む。)又は 第三十三条の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (契約不適合責任)

- 第三十六条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に 適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的 物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、そ の履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することが できない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、 発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に 履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履 行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追 完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

## (履行遅滞の場合における損害金等)

- 第三十七条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない 場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

## (発注者の解除権)

- 第三十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除 することができる。
  - 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
  - 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間 内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - 三 第九条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - 五 第四十三条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この 号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
    - へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の 購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第三十九条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼした ときは、その損害を賠償しなければならない。

## (受注者の解除権)

- 第四十条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが できる。
  - 一 第十八条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少した とき。
  - 二 第十九条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五(工期の十分の五が 六月を超えるときは、六月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、 その一部を除いた他の部分の工事が完了した後三月を経過しても、なおその中止が解 除されないとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったと き。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、 その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### (解除に伴う措置)

- 第四十一条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、 当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものと し、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を 受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めら れるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査するこ とができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は

過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は 返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わっ て当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場 合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し 出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担 しなければならない。
- 8 第四項前段及び第五項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等について は、この契約の解除が第四十一条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によ るときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び 第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の 意見を聴いて定めるものとする。

## (談合等の不正行為に係る解除)

- 第四十二条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一 部を解除することができる。
  - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第七条又は同法第八条の二(同法第八条第一号又は第二号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第七条の二第一項(同法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の六若しくは同法 第百九十八条又は独占禁止法第八十九条第一項の規定による刑の容疑により公訴を提 起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第七条の二第十八項又は第二十 一項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しな ければならない。

#### (談合等の不正行為に係る違約金)

第四十三条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は 一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基 づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変 更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払 わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条又は同法第八条の二 (同法第八条第一号又は第二号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措 置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第一項(同法 第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第七条の二第十八項又は 第二十一項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第九十六条の六若しくは同法第百九十八条又は独占禁止法 第八十九条第一項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第一項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## (違約金に関する遅延利息)

第四十四条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は 当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した 額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

## (契約不適合責任期間等)

- 第四十五条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第三十条第四項又は第五項(第三十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた後、当該目的物に契約不適合を発見した際には、速やかに業者に通知を行い、1年が経過する日まで、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができる。
- 2 前項に規定する契約不適合に係る請求が可能な期間(以下「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 3 発注者は、第一項の請求等を行ったときは、当該請求の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 4 発注者が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下 この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知 り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求 等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであると

きには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところ による

- 7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督 員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請 求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であること を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

- 第四十六条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付した ときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (あっせん又は調停)

- 第四十七条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき 協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契 約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設 業法による中央建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせ ん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しく は監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負 人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争 については、第十一条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項 の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同 条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項の あっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

第四十八条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

## (情報通信の技術を利用する方法)

第四十九条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限

りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

## (補則)

第五十条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## [別添]

[裏面参照の上建設工事紛争審査会の仲裁に付することに合意する場合に使用する。]

## 仲裁合意書

工事名 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

工事場所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 本所北棟1階西 RI施設跡

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

[管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第二十五条の九第一項又は第二項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。]

令和 年 月 日

発注者 契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 印

受注者

印

## 仲裁合意書について

## (一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、た とえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

#### (二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)は、建設工事の請負契約に関する 紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっ せん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会(以下 「中央審査会」という。)は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会(以下「都 道府県審査会」という。)は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、 原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、 都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当 事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。 また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

## 質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI施設跡 改装工事 一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質	•	疑	事	項

質疑書については、<u>質疑の有無にかかわらず</u>、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までに メールにてご提出ください。

提出期限:令和7年9月11日(木)17時00分

提出先メールアドレス: 総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

## ご担当者連絡先

件名:医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI施設跡 改装工事 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限:令和7年9月11日(木)17時00分

提出先メールアドレス:総務部会計課契約係 keiyaku@nibn.go.jp

## 競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書 (2種類)
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料 会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和7年9月24日(水)17時00分まで

## 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

## 誓 約 書

弊社は、「医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

**(II)** 

#### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

### 誓約書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当すること はありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

### 保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

		令和	年	月	日
(住	所)				
(名	——— 称)				
(代表	 長者)				

### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

### 入 札 書

件名 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

#### 入 札 書

- 2. 入 札 金 額 ¥

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札 します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び

(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

#### 【記載要領】

- (1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び 代表者の氏名を記載すること。
- (2) 第1回目の入札書は、<u>契約権限を有する代表者本人又は契約権</u>限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の場合」 (競争参加者) 住 所 東京都○○○○○○ 氏 名 株式会社 □□□□ 代表取締役 △△ △△ 印 「例2:契約権限を年間委任された代理人の場合」 (競争参加者) 住 所 東京都〇〇〇〇〇〇 氏 名 株式会社 □□□□ 代表取締役 △△ △△ 代理人 住 大阪市〇〇〇〇〇〇〇 所 株式会社 □□□□ 大阪支店 氏 名 大阪支店長 △△ △△ 印 (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に 競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人) であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入し て押印すること。

「例1:契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」					
(競争参加者)					
住	所	大阪市〇〇〇〇〇〇			
氏	名	株式会社 □□□□ 大阪支店			
代表取締役 △△ △△					
代 理	人	00 00 即			
「例2:契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した					
場合」					
(競争参加者)					
住	所	東京都〇〇〇〇〇〇			
氏	名	株式会社 □□□□			
		代表取締役 △△ △△			
復代理人		00 00 即			

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、 入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者で あるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入 札書に添付すること。

(表面)



\* 氏 名 法 人 0) 場 合 は そ  $\mathcal{O}$ 名 称 又 は 商 号 を 記 入す ること。

裏 面 御 社 代 表 者 印 0 3  $\bigcirc$ ケ 株 所 ) 式 会社

### 入札辞退届

件 名: 医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏名(社名)

# 委 任 状

私は、

を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

#### 委任事項

令和7年9月26日開札 件名「医薬基盤研究所彩都本所北棟1階西 RI 施設跡 改装工事 一式」の競争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

#### 契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

### 年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

- 1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。(契約の変更、解除に関することを含む)
- 2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
- 3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
- 4. 復代理人を選任すること。
- 5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。 【工事契約以外の場合は除く】 (ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤·健康·栄養研究所 理事長 中村 祐輔 殿

委仟者

本社・本店所在地 商号又は名称 代表者職氏名

ED)

受任者

支店等所在地 商号又は名称 代表者職氏名

◐

件名:医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式

## ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体 (電子文書ファイル)で提出をお願いいたします。

**T567-0085** 

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部会計課契約係

提出先メールアドレス keiyaku@nibn.go.jp

### 期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和7年9月11日(木) 17時00分まで 競争参加資格確認関係書類:令和7年9月24日(水) 17時00分まで

入札書 : 令和7年9月25日(木) 17時00分まで

開札日の日時 : 令和7年9月26日(金) 15時00分

### 入札参加改善に向けたアンケート

案件名	医薬基盤研究所彩都本所北棟 1 階西 RI 施設跡 改装工事 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様に	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか
お伺いいたします。	□ 1 特に問題はなかった
該当箇所に	□ 2 期間が短かかった
いします。	(具体的な必要期間: )
参加(応募)頂けない	□ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。
事業者様の理由をお	□ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、
聞かせください。	判断できなかった。
該当箇所に    をお願	□ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。
いします。	(具体的業務:
	□ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。
	□ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。
	(厳しいと考えられた業務実績:
	□ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。
	□ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足し
	ている。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。
	□ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が
	短かった。
	□ 9 その他:自由記載
補足	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
【すべての事業者様・	
自由回答】	
ご意見・ご要望	
【すべての事業者様・	
自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。